

## 条例手続きの終了について

下記の事業計画については、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例(平成21年岐阜県条例第20号)に基づく必要な手続きが実施され、同条例第29条第1号に該当すると認められますのでお知らせします。

### 記

#### 対象となる事業計画

- (1) 事業者の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
株式会社マテリアル東海 代表取締役 松下 幸生
- (2) 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所  
岐阜県下呂市御厩野字大窪767番1 外13筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類  
濾過施設(小規模産業廃棄物処理施設) 1基
- (4) 事業計画書提出年月日  
令和5年8月31日

令和6年7月5日

岐阜県知事 古田 肇

